

## 生駒市障がい者等交通費等助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障がい者及び難病患者（以下「障がい者等」という。）の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進及び経済的負担の軽減を図るため、障がい者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) シルバー・障がい者生きいきクーポン券（以下「クーポン券」という。）

前条の目的を達成するために、生駒市が発行する券種をいう。

(2) 取引 クーポン券が対価の弁済手段として使用される物品の購入、借り受け又は役務の提供をいう。

(3) 交通費等 バス、電車、タクシー及び生駒ケーブルを利用する場合における交通費、公共施設等の使用料又は利用料、介護用品の費用その他この要綱の目的に沿ったものと市長が認めた費用をいう。

(4) 使用可能施設等（以下「施設等」という。） 取引において、受けとったクーポン券の換金を請求することができる者又は地方公共団体であり、この要綱の目的に沿った事業を行うと市長が認めた者をいう。

### (助成対象者)

第3条 この要綱により、助成を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は、本市に居住している者、または、本市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づいて居住地特例の対象として障害福祉サービス等の支給の実施主体となる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳

の交付を受けた者で障がい程度が1級又は2級の者

- (2) 奈良県療育手帳制度実施要綱（昭和48年10月1日施行）により、療育手帳の交付を受けた者またはこれに準ずる他府県の療育手帳の交付を受けた者。
- (3) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づき厚生労働省が指定する指定難病又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働省が指定する小児慢性特性疾病に疾患の患者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律（平成7年法律第94号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項に基づく自立支援医療の認定を受けている者（ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条第3号の規定による精神通院医療に限る。）

（助成の内容）

第4条 交通費等の助成は、助成対象者1人につき、1会計年度当たり10,000円相当額のクーポン券を交付して行うものとする。ただし、生駒市高齢者交通費助成要綱（平成8年5月20日施行）の助成対象者には、支給しないものとする。

（クーポン券の使用範囲）

第5条 クーポン券を使用することができる者は、クーポン券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）及び介助者ならびに当該受給者のための行為を行う者に限るものとし、その者と施設等との間における取引において使用することができる。

2 クーポン券は、使用しようとするクーポン券の額面以上の取引に使用でき、

額面未満の取引をすることはできない。

(クーポン券の使用期間)

第6条 クーポン券の使用期間は、1会計年度を越えない範囲で市長が別に定める。

(クーポン券の交付等)

第7条 クーポン券の交付は、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている助成対象者の住所（以下「住所」という。）に送付することによって行う。

2 市長は、前項に規定する方法によりがたい特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず住所以外に送付、または窓口交付することができる。

3 前2項の規定により交付したクーポン券は、再交付しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の喪失)

第8条 助成対象者が、クーポン券の交付を受けるまでに第3条に掲げる助成対象者の条件に該当しなくなったとき、又は死亡したときは、その権利を失う。

(クーポン券の返還)

第9条 受給者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにクーポン券を市長に返還しなければならない。

(1) 市外に転出したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) その他クーポン券を必要としなくなったとき。

(禁止)

第10条 受給者は、交付を受けたクーポン券を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 受給者は、クーポン券を偽造し、又は不正に使用してはならない。

3 市長は、第1項及び第2項に該当したものについては次年度以降の交付をしないことができる。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱による改正後の要綱の規定は、この要綱の施行日以降に交付するクーポン券について適用し、同日前に生駒市障がい者交通費助成として交付するバス乗車券、電車乗車券、タクシー乗車券及び生駒ケーブル乗車券については、なお従前の例による。
- 2 この要綱による改正前の生駒市障がい者交通費助成として交付したバス乗車券及びタクシー乗車券の利用期限については、前項の規定にかかわらず平成 30 年 2 月 28 日までとする。